

## 第2, 3回裁判で、論戦!

前回ニュースからはや2ヵ月半たち、東京地裁ではすでに2回の裁判が行われました。2回とも、傍聴席を埋めることができ、説明会にも多くの方が来て下さいました。厚くお礼申し上げます。

法廷では、毎回、原告側弁護士が鋭い質問を発し、書面の交換だけでは終わらない、見ごたえのある論戦が展開されています。しかし素人にはわかりにくい、そのやりとりの専門的な意味について、谷合周三弁護士に簡潔にまとめていただきました。

第2回期日4月20日(水)午前10時、第3回期日6月3日(金)午後1時15分を終えて、裁判の進行状況などは以下のとおりです。

- 1 裁判所は、現段階で、本件訴訟の争点を、Aハッ場ダム事業から撤退しないこと(ダム使用権設定申請を取り下げないこと)が違法であることの確認請求、B負担金等の公金支出の違法性、との2つにわけて、進行を指示しています。
- 2 このうち、Aについては、ダム使用権設定予定者の地位が、住民訴訟で争うことができる地方自治法上の「財産」か否か、が争点となっています。原告からは、第2回期日で、被告の主張に対する反論を提出しました(原告準備書面(1))。
- 3 Bについては、裁判所が、争点を整理するために、被告に対し、ハッ場ダムの建設事業のために東京都が支払っている各負担金等について、負担すべき法的根拠(国土交通大臣からの負担命令や、関係都県間の協定)と、支出に至る都内部の事務手続き等の説明を行うことを指示しました(いわゆる、「財務会計行為」の説明です)。

被告は、第2回期日に上記宿題を、準備書面(2)で説明しました。

また、被告は、被告を知事とする公金支出の差止め請求について、知事には、支出命令、実際の支出行為のいずれの権限もないから、知事を被告とするのは誤りである、と主張しています。

- 4 Bの論点について、次回期日(7月25日午前11時)までに、裁判所からの指示を受けて、原告側から、この住民訴訟で、違法と指摘している財務会計行為は何か、違法と指摘できる根拠は何かについて、さらに詳しい説明を行います。ハッ場ダム建設事業自体の不合理性を理由に、負担金支出を許さないこととすべき法的根拠の説明です。

また、負担金支出の差止め請求の被告を、知事とすべきか、他の者(知事から支出命令権限の委任を受けた各担当の課長)に、変更すべきか否かも検討します。こちらは、本質的な議論ではないと考えていますが、被告から提出された証拠と裁判例などを踏まえて検討します。

- 5 ハッ場ダムの不合理性等については、次々回期日以降に、本格的な主張を行っていく予定です。

**傍聴に行こう!**



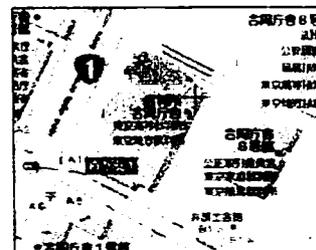
### 第4回裁判

日時：2005年7月25日(月) 11:00~11:30

場所：東京地方裁判所 6階 606法廷

\*裁判後、弁護士会館で説明会を行います。

ハッ場ダムの歴史を振り返るビデオを上映の予定



営団地下鉄有明線A1出口出ですぐ

当会も加わっている「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」では、毎月各都県の裁判の状況をまとめたFAXニュースを編集し、議員やマスコミに送信しています。  
今月号に載った現地の状況と、裁判の予定は以下の通り。

### 予定地(群馬県長野原町)の今...

水没予定地の代替地造成は大幅に遅れている。道路、墓地の工事は進むも、肝心の住宅地は、国交省のスケジュール通り、今年度からの移転開始は到底困難。最大集落、川原湯温泉の代替地も完成に程遠いが、標高 600メートルを超える北向き斜面に最高額坪単価約17万円の価格のみ決まっており、不安にかられる住民は、「ノイローゼになりそう」と。多額の税金を投入した代替地計画は、「住民追い出し計画」に様変わりしている。

(ハッ場ダムを考える会)

### ◆◆裁判の予定◆◆

#### 第3回裁判

栃木	6月16日(木)10:00	
	7月6日(水)10:00	宇都宮地裁
群馬	7月15日(金)13:00	前橋地裁
埼玉	7月13日(水)13:30	さいたま地裁
千葉	8月26日(金)11:00	千葉地裁

#### 第4回裁判

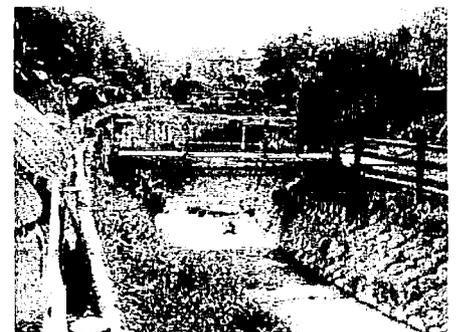
東京	7月25日(月)11:00	東京地裁
茨城	10月4日(火)13:30	水戸地裁

### 各種イベントのご報告

深澤洋子

#### ●5月7、8日 ハッ場ダム青葉ツアー

好天に恵まれ、首都圏各地からのべ100人以上が参加。強酸性の吾妻川にドバドバと石灰を流し込んでいる草津中和工場には、「ようこそ！ 環境体験アミューズメントへ」というわけのわからない看板が。まったくしたエメラルド色に染まった品木ダムの半分はその石灰中和物の土砂で埋まって茶色。吾妻溪谷の川原の石は酸化して赤サビ色。百聞は一見にしかず。7日の夜、泊まった民宿雷五郎の女将さん、豊田政子さんが出版されたばかりの詩集「ダムに沈む村」から、自作の詩を朗読して下さいました。しみじみする間もなく、別の旅館に向かい、RWESA(東・東南アジア河川ウォッチ:ルイサ)の若い人たちから世界の脱ダムの潮流について聞く。翌日は溪谷ハイキングとパンフルート&ハーブコンサートと、ゆっくりお湯につかる暇もなかったが、目も耳も頭も楽しませ、各地の様々なグループの人たちと、また現地川原湯温泉の方々とも交流することができ、充実した2日間だった。



▲石灰ミルクを流し込んでいる中和工場  
遠景には白根山

#### ●5月21日 やま、かわ、うみ、そらフェスティバル(立川・昭和記念公園)

みんなの原っぱの一角に、NGOのテント群が出現、川辺川の鮎の塩焼きと並んで、私たちは群馬のひやむぎや野菜を売り、チラシを配布。夜は外の特設会場で、知る人ぞ知る(らしい)大物バンドの重層的でクレイジーな演奏を満喫。合間には環境破壊阻止に取り組む各地の市民グループから力強いアピールがあり、1500人規模の若い聴衆に確実に届いたはずだ。

#### ●5月23日 文化学院(神田駿河台)で環境学習出前講座

作家、芸術家を輩出し、自由な校風で知られる文化学院は、戦争中に閉鎖された唯一の学校とか。その高等過程3学年合同で毎週外部の様々な人材を招いて話を聞く授業に、群馬のハッ場ダムを考える会が呼ばれ、東京の会もお手伝いすることになった。生徒たちは真剣に聞いてくれて、「ダムの話は初めてだったので一概には言えないけれど、税金、労力のムダづかいはいろいろなところにあると思った。ヘルシーで循環のよい世の中となる日が来ることを願っています」「政治家の言葉と違い、むずかしくなく伝えようという意思があって、わかりやすかった。吾妻溪谷が水没してしまうのは、日本の国土や季節や歴史の証拠を失うことになり、とても勿体ないと思います」といった感想に感激。



▲文化学院

#### ●5月28日 ハッ場ダム学習会(江戸川グリーンパレス)

講師はおなじみ、嶋津暉之氏、参加者は40人弱。共催団体の利根川・江戸川ネットワークとは、今後も、ハッ場ダムも含め、利根川流域全体の問題に取り組んでいこうと話した。

## 私の裁判体験とハッ場ダム訴訟

今年5月、5年間かけて関わってきた住民訴訟が最高裁で敗北（上告棄却）しました。東京都が現在も進めている臨海副都心開発事業の一環である「有明北水面の埋立事業」です。（総事業費は約750億円、00年から05年までの工期）。住民監査請求後、地裁で3年、控訴審で1年、上告審で1年でしたが、いずれも敗訴しました。

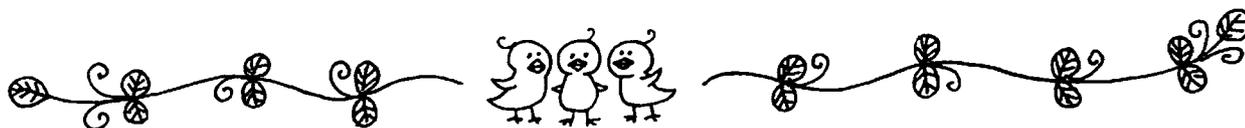
依拠した法律としては、公有水面埋立法、地方財政法、地方自治法、地方公営企業法、ラムサール条約で、(A)『ハゼが豊富だった浅瀬（35ヘクタール）の埋立事業の公金支出差止め』と(B)『旧運輸省の認可前に東京都が業者に支払った前払金（2億2千5百万円）の損害賠償（法定利息の5%）』の2点でした。地裁では東京都の銀行への外形標準課税などで有名な藤山裁判長が担当し、サブはハッ場裁判の鶴岡裁判長でした。その裁判過程は、埋立事業の非採算性を様々な資料により立証する闘いで、苦勞しましたが、(B)の損害賠償だけは勝てるのではとだけ思っていただけに、結果は残念でした。

ハッ場裁判と比較するとスタートは全く同じで、被告対象（石原慎太郎東京都知事）にクレームが付き、「地方公営企業法の場合、公金支出の権限は知事から特別企業出納員に委任されている」との理由で、結果的に「特別企業副出納長」を被告に追加しました。しかし、「副出納長は違法事由があっても支払いを中止すべき権限と義務はない」として、知事は被告として残しました。

さて、先般諫早干拓訴訟の控訴審で漁民側が逆転敗訴しましたが、現実の司法判断が上級審に行けば行くほど、行政の顔色を伺った判決が出されていることは残念です。しかし、行政処分の是非に訴訟を起していること自体、行政当局にかなりのプレッシャーを与えています。事実、被告側は弁護団を含め、かなりの関係者を裁判時に引き連れています。その何倍もの人たちが巻き込んでいます。

このハッ場ダム訴訟は、原告を始め周辺の多くの人たちが、その不当性・違法性について確信を持っているのは強みであり、裁判で十分渡り合えるはずで

と。とにかく裁判を傍聴し、裁判官にプレッシャーを与えつづけること、そして多くの市民を巻き込む創意工夫をした闘いを行えば、勝利できると思います。最後まで頑張りましょう。 田巻 誠



### 「緑のダム」分科会 in 2005 雨水東京国際会議・・2005.8/1~7 開催

「つなごう世界、救おうアジアの水危機」をテーマに、墨田区において雨水東京国際会議が開かれます。メインは5日の「国際雨水サミット」、6日の14分科会での討議です。各国から市民、行政関係者、企業、研究者が参加して、雨水を資源として生かすための政策や技術、教育や文化における実践的課題について話し合われる予定です。

とりわけ、ハッ場ダムストップをめざす立場から注目して頂きたいのは、「緑のダム」分科会(10:00-12:00, 13:00-16:00、墨田区役所会議室)です。「緑のダム」とは、雨水を土壌に蓄えて、徐々に川へ流出させ、大雨が降れば、しっかり受容して洪水緩和機能を果たす森林のことです。

まず、11億もの人が安全な飲み水に事欠く深刻な世界の水問題に取り組む専門家や、韓国の緑化問題の研究者に加わってもらい、グローバルな視点から「緑のダム」を捉えてみましょう。一方、水余りの時代を迎えながら、大型ダム-辺倒の河川行政を進め、環境的にも財政的にも行き詰まりつつある日本を見つめ直す必要があるでしょう。どうしたらダムの国から脱却できるのか、長野県や徳島県の試みに学びながら、「緑のダム」を検証します。また都市部でも、雨水を活用し、地下浸透させて水循環を回復させ、都市の水源自立をめざす努力が必要です。身近なところから考え、複合的・流域的発想で脱ダムをめざしましょう！ 田中清子

会場：墨田リバーサイドホール、墨田区役所

参加費：1000円

主催：雨水東京国際会議実行委員会 <http://www.tap-skywater.jp/contact-j.html>

TEL:03-5608-6209/FAX:03-5608-6934(墨田区地域振興部環境担当環境保全課内、村瀬、高島)

## …第一回総会のお知らせ…

『ハツ場ダムをストップさせる東京の会』の初総会を開催します。

会則、役員などをここで決議します。会員の方はこぞってご出席ください。

また、総会に続けて、同じ会場で、下記のDVD上映会を行います。どなたでもご覧になれます。

### ◇総会

日時：7月30日(土)午後3:00~3:30

会場：全水道会館 中会議室(6階)

◇DVD上映会：午後3:30~5:10

### [プロジェクトV(バイオント) – 史上最悪のダム災害] (2001年、伊・仏)

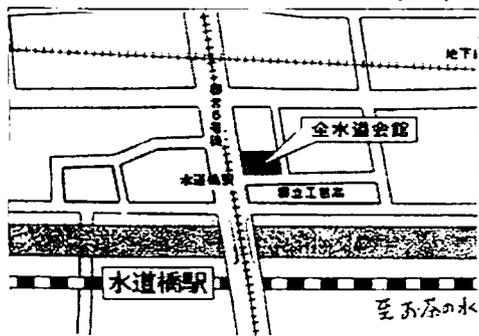
イタリア北部で起きた2000人以上の死者を出したという史上最大、最悪のダム事故のリアルな再現ドラマです。

完成当時、世界一の高さ(264.6m)を誇ったバイオント・ダム建設。ダム湖に接する山が地すべりを起こす危険性に気づき指摘するジャーナリストや技術者もいました。しかし公共事業を優先してダムは完成。1963年10月9日トック山がついに崩落し…。



全水道会館：東京都文京区本郷1-4-1

TEL: (03)3816-4196



JR水道橋駅 東口(お茶の水寄り) 徒歩2分

都営地下鉄三田線水道橋駅 A1出口 徒歩1分

提訴1周年記念イベント開催を決定!

日時：11月27日(日)午後

会場：南大塚ホール

ミニコンサートと、国のダムを止めた村、木頭村元村長、藤田恵氏の講演などを予定しています。

ぜひスケジュールに入れておいて下さい!



### \*\*ハツ場ダムをストップさせる東京の会への入会のおさそい\*\*

これから続く裁判を勝ち抜くためにおおぜいの力が必要です。

まずは、東京の会に入会していただき、継続的にご支援下さいますようお願いいたします。

東京の会は年会費 1口1,000円です。(何口でも)

会員の皆様には、会報(年4回程度)や公判期日のお知らせ、講演会やイベント開催の情報をお届けする予定です。

ハツ場ダムをストップさせるまで一緒にがんばりましょう!

\* 会費、カンパは下記の郵便局の振替口座へお振込みください。(なお、通信欄には、会費・カンパの別、また、連絡経費の軽減のためファックス番号やメールアドレスなどもご記入ください。)

振替:00120-8-629740 ハツ場ダムをストップさせる東京の会



### \*\*ホームページです ぜひ見てね!

●「ハツ場ダム訴訟」各地の裁判の状況や訴状・答弁書などが載っています <http://yamba.sakura.ne.jp/>

●「ハツ場ダムを考える会」地元新聞の記事や、鳥たちのスライドショーなども見ることができます

<http://www.yamba-net.org/>